

一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市西24条北4丁目5番地の4
株式会社 北海道エコシス
氏 名 代表取締役 鍛冶 彰男 様

令和 6 年 3 月 7 日 に申請のあった一般廃棄物処理業については、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬、中間処理、最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	（ごみ、し尿を除く） 浄化槽汚泥、雑排水
営業所の所在及び名称		帯広市西24条北4丁目5番地の4 株式会社 北海道エコシス
許可期間		自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日
一般廃棄物の収集を行うことのできる区		広尾町内
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	帯広市西24条北4丁目5番地の4
	その他	廃棄物の処理及び清掃に関する法令等を遵守すること。

令和 6 年 3 月 7 日

広尾町長 村 瀬

